

ブナ里交流町内ネットワーク規約

(目的)

第1条 この規約は、黒松内町で新たに生活することになった方々と元々の町民が交流を深め、それぞれの持つ能力でまちを元気にするとともに、黒松内町での生活を希望する方々の課題を克服するため、いつでも・どこでも・だれでもが気軽な相談相手となることのできる、ネットワークを整備することを目的とする。

(事務所)

第2条 ブナ里交流町内ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の事務所は、当分の間黒松内町企画調整課に置く。

(事業)

第3条 ネットワークは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ネットワーク会員のコミュニケーションを深めるための交流事業
- (2) 移住希望者への情報発信・提供、相談対応事業
- (3) 新規移住者及び新規交流居住者の受入時支援事業
- (4) 移住を推進するための支援制度検討事業
- (5) その他、ネットワークの目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 ネットワークは、会員をもって組織する。

2 会員の入会資格は、第1条の目的に賛同する者とする。

3 ネットワークへの入会に当たっては、別記様式第1号ブナ里交流町内ネットワーク登録票(以下「登録票」という。)に必要事項を記入して、第8条第1号に規定する会長に提出しなければならない。

4 会長は、前項に規定する登録票の提出があったときは、入会を拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

5 会長は、前項の規定により入会を拒否する場合、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、文書又は口頭で会長に申出ることにより、退会することができる。

2 会員が次の各号に該当するに至ったときは、退会したとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 除名されたとき。

(除名)

第6条 会員が、次の各号に至った場合は、第11条の規定による役員会の議決により、除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) ネットワークの目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第7条 ネットワークに、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 相談役 4名

2 役員は、会員の互選で選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 相談役は、会長及び副会長に助言する。

(役員 の 任期)

第 9 条 役員 の 任期 は、 2 年 と し、 再 任 を 妨 げ な い。 た だ し、 補 欠 役 員 の 任 期 は、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

(総 会)

第 10 条 ネットワーク の 総 会 は、 会 長 が 招 集 す る。

2 会 議 の 議 事 は、 出 席 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 会 長 の 決 す る と ころ に よ る。

3 次 に 掲 げ る 事 項 は、 総 会 の 議 決 を 経 な け れ ば な ら な い。

- (1) 規 約 の 改 廃
- (2) ネットワーク の 解 散
- (3) 他 団 体 へ の 加 入、 脱 退
- (4) そ の 他 ネットワーク の 運 営 に 関 す る 重 要 事 項

4 総 会 は 必 用 の 都 度 開 催 す る。

(役 員 会)

第 11 条 ネットワーク に 役 員 会 を お く。

2 役 員 会 は、 第 8 条 の 規 定 に よ る 役 員 を 持 っ て 構 成 す る。

3 役 員 会 は、 会 長 が 招 集 す る。

4 役 員 会 は、 役 員 の 過 半 数 が 出 席 し な け れ ば、 開 く こ と が で き な い。

5 役 員 会 の 議 事 は、 出 席 役 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 会 長 の 決 す る と ころ に よ る。

6 役 員 会 は、 次 に 掲 げ る 事 項 を 議 決 す る。

- (1) 役 員 会 と し て 総 会 に 付 議 す る 事 項。
- (2) 総 会 の 議 決 し た 事 項 の 執 行 に 関 す る 事 項。
- (3) そ の 他 総 会 の 議 決 を 要 し な い ネットワーク の 業 務 の 執 行 に 関 す る 事 項

(事 務 局)

第 12 条 ネットワーク の 事 務 を 処 理 す る た め、 事 務 局 を お く。

2 事 務 局 に、 事 務 局 長 を お き 町 企 画 調 整 課 長 を あ て、 事 務 局 次 長 を お き 町 企 画 調 整 課 主 幹 を あ て、 書 記 は そ の 他 の 町 企 画 調 整 課 職 員 を も っ て あ て る。

(そ の 他)

第 13 条 こ の 規 約 に 定 め る も の の ほ か、 必 要 な 事 項 は、 役 員 会 の 議 決 を 得 て 会 長 が 定 め る。

附 則

こ の 規 約 は、 平 成 19 年 8 月 4 日 か ら 施 行 す る。